

国立研究開発法人物質・材料研究機構

業務受託規程

平成13年7月12日

13規程第63号

改正：平成17年 4月21日 17規程第13号

改正：平成18年 3月28日 18規程第34号

改正：平成19年 3月20日 19規程第13号

改正：平成22年 4月27日 22規程第32号

改正：平成27年 3月24日 27規程第63号

改正：平成28年 4月20日 28規程第48号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第59号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第49号

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が、依頼者（以下「委託者」という。）からの依頼に応じて、受託する業務の実施（国立研究開発法人物質・材料研究機構クリープ試験等約款並びに国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備利用約款によるものを除く。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

- (4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構及び委託者が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる創作、育成者権の対象となる育成並びにノウハウを使用する権利の対象となる案出をいう。
- 3 この規程において知的財産権の「実施」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号。以下「特許法」という。）第2条第3項、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）第2条第3項、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）第2条第3項、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）第2条第3項、半導体集積回路法第2条第3項、種苗法第2条第5項に規定する行為
 - (2) プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為
 - (3) ノウハウの使用
- 4 この規定において「通常実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、機構及び委託者は合意の上、これを再実施許諾権付の権利とすることができる。
- (1) 特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
 - (2) 半導体集積回路法に規定する通常利用権
 - (3) 種苗法に規定する通常利用権
 - (4) 第1項第2号に規定する権利の対象となるものについて実施する権利
 - (5) プログラム等の著作物に係る著作権について実施する権利
 - (6) ノウハウについて実施する権利
 - (7) 外国における第1号から第6号のそれぞれの権利に相当する権利
- 5 この規程において「独占的通常実施権」とは、独占的通常実施権の許諾範囲において、知的財産権を共有する機構及び委託者が独占的通常実施権者以外には実施の許諾を行わず、かつ、独占的通常実施権の許諾範囲においては、独占的通常実施権者の承諾なく第三者は実施できない権利をいう。独占的通常実施権を許諾した機構は、当該許諾の範囲においては、研究、試験及び教育以外の目的では実施できず、委託者が独占的通常実施権を許諾したときは、委託者も同様とし、機構及び委託者は合意の上、独占的通常実施権について再実施許諾権付の権利とすることができる。
- 6 この規程において「出願」とは、特許など産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

の申請、登録、出願（仮出願を含む。）をいう。

（業務委託申込等）

第3条 機構は、業務の実施を依頼しようとする者に対して、別紙様式により「業務委託申込書」の提出を求めるものとする。

2 機構は、前項の業務委託申込書の提出を受けたときは、その申し込みの受入の可否を検討し、その結果を通知するものとする。

（契約事項）

第4条 機構が、業務の実施を受託するときは、国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書第23条の規定に基づき、委託者と次の事項について業務受託契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（1）契約事項

（2）業務の目的及び概要

（3）業務実施場所

（4）業務開始及び完了時期

（5）業務の受託料の額及び受取方法

（6）業務の受託料が適正に支払われないときの措置

（7）業務の遂行が困難となったときの措置

（8）業務受託完了後の物件（機構が製造し、取得し、又は効用を増加させる土地・建物・構築物・機械装置・工具・器具・備品・製品等）の帰属

（9）業務の結果得られた成果が知的財産権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法

（10）その他必要な事項

2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

（受託料）

第5条 業務の受託料の額は、別に定める業務受託等経費の算定及び配分に関する要領又は対価発生業務にかかる積算及び配分に関する細則及び対価発生業務にかかる積算及び配分要領に従うものとする。

第6条 機構は、原則として、契約締結後速やかに現金で受託料全額の納付を受けるものとする。

第7条 機構は、委託者が納付しまたは納付すべき受託料については、原則として返還または免除しない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、受託料の全部または一部を返還または免除することができる。

（1）機構の都合により中止した場合

（2）機構が委託者の中止の申し出をやむを得ないと認めた場合

（契約の解約）

第8条 機構は、次の各号の1に該当する場合は、受託業務を中止し、契約を解約するこ

とができる。

- (1) 委託者が定められた期日までに受託料を納付しないとき
- (2) 天災事変その他不可抗力により、受託業務の遂行が困難となった場合
- (3) 委託者より中止の申し出があった場合

2 機構は、前項の規定により契約を解約した場合、委託者の受ける損害については責任を負わない。

(受託業務の終了)

第9条 機構は、受託業務を終了または中止したときは、遅滞なく、その経過及び結果を、文書により委託者に報告する。

(受託業務完了後の物件の帰属)

第10条 受託業務の実施の結果機構が取得した物件は、原則として機構に帰属する。

(職員の派遣)

第11条 機構は、必要と認めた場合は、委託者が派遣する職員を、国立研究開発法人物質・材料研究機構客員研究者等取扱規程（平成18年4月19日 18規程第33号）に定める客員研究者等として受け入れることができる。

(機密の保持)

第12条 機構は、当該業務受託に関して知り得た機密に関する事項を、委託者以外の者に対して漏らしてはならない。

(成果の公表)

第13条 機構が受託業務の結果を、契約に定める期間内に発表しようとするときは、発表の期日、範囲等について、あらかじめ文書により委託者の承諾を得る。

(知的財産権の取扱い)

第14条 機構が受託した業務の実施の結果、機構の職員が創製した発明等に係る知的財産権については、機構に帰属する。

第15条 機構は、前条の規定にかかわらず、機構が受託した業務の実施により創出された発明等の創製に、委託者の職員も寄与した場合には、その発明等に係る知的財産権を委託者と共有することができる。

第16条 機構は、第14条の規定により機構に帰属した知的財産権について、委託者に対し、次の措置を講じる。

- (1) 機構が知的財産権の出願をしたときは、直ちに委託者にその内容を通知する。
- (2) 機構は、機構に帰属する知的財産権又は機構と委託者が共有する知的財産権について、委託者の希望により、委託者又は委託者の指定する者に対し、通常実施権を付与することができる。また、委託者の希望があり、且つ、機構が認めた場合には、国内における当該知的財産権を適当な対価をもって、他に優先して委託者に譲渡することができる。
- (3) 機構は、知的財産権の出願をしない外国に対しては、委託者の希望により、委託者

の経費負担において出願をし、当該国における知的財産権が確定したときに、それを委託者に譲渡する。

(適用除外)

第17条 機構は、委託者が国、政府関係機関、国立研究開発法人、国立大学法人、地方公共団体等の公的機関若しくは外国研究機関である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

この規程は、平成13年7月12日から施行する。

附 則（平成17年4月21日 17規程第13号）

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第34号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日 19規程第13号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日 22規程第32号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第63号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第48号）

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第59号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第49号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。